

議案第26号 小松島市森林環境整備基金条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

常用漢字表にない漢字の表記を一部改めるもの。

小松島市森林環境整備基金条例(令和2年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（設置）</p> <p>第1条 地球温暖化の防止，国土の保全，水源の涵養その他の森林の有する公益的機能の維持増進を図ることを目的として実施する森林の整備及びその促進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため，小松島市森林環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地球温暖化の防止，国土の保全，水源の^{かん}涵養その他の森林の有する公益的機能の維持増進を図ることを目的として実施する森林の整備及びその促進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため，小松島市森林環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>改正</p>